

計 画 の 構 成 (案)

第1章 障害者計画の改定に当たって

- 1 計画改定の背景と趣旨
- 2 計画改定の検討体制
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の進行管理

第2章 計画の考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第3章 現状と課題

- 1 障害者・障害児の現状
- 2 実態調査結果と課題

第4章 計画事業と目標

- 1 計画の目標
- 2 基本的考え方
- 3 計画の体系
- 4 計画事業

【資料編】

- 資料1 障害者（児）福祉関係施設一覧
- 資料2 障害福祉サービス等の実績と見込量
- 資料3 計画改定の検討体制・経過

第4章 計画事業と目標

1 計画の目標

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを踏まえ、障害者一人ひとりが地域の一員として尊重され、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるま

ちを目指します。

2 基本的考え方

障害者(児)の関する課題に対応するため、次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

○ 障害者の自己決定、自己選択の尊重

障害のある人もない人も、等しくその人権が保障されなければなりません。また、自己実現を図り主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、自ら選択し、決定できるような自己決定、自己選択を尊重します。

○ 地域での自立生活への支援の考え方

障害のある人が、住み慣れた地域で、自己実現を図り、主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、多様なサービスの提供が求められます。特に地域で自立して暮らすために必要となる情報提供や相談窓口の充実、グループホームの設置や、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の多様なサービスの提供を進めます。

○ 就労の支援

障害者が地域で自立した生活を送っていくには、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要です。そのために、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行うとともに、公共職業安定所等と連携を図り、職場を開拓するとともに、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。

また、障害者の就労支援を図るためには、生活面と就労面の支援を切れ目なく行うことが必要であるため、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。

○ 子どもの発達、育成に向けた支援

障害の早期発見、早期療育を推進するため、保健、医療、教育等の多様な関係機関と連携し、健診及び相談の充実を図ります。

保護者の理解と協力のもと、発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した支援を進めます。

○ ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者をはじめ、すべての人が住みなれた地域で安全で、快適な生活を送っていただけるよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れたひとにやさしいまちづくりを進めます。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づき、区内の公共的性格を有する建築物を、建築主の協力により誰でも利用しやすいよう整備を進めるとともに、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を推進します。また、ハード面の整備に合わせて、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの実現を目指します。

○ 地域の支援

障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、必要なサービス提供とともに、地域での相談や情報提供の充実など、きめ細かな、多岐にわたる施策の推進が必要となります。

また、一人ひとりの障害の程度や様々なライフステージに対応したサービスを適切に提供していくためには、行政だけではなく、社会福祉法人やボランティア、NPO、民間福祉団体などが果たす役割が重要となっており、地域福祉の主要な担い手として支援していきます。

○ ノーマライゼーション理念の普及

障害のある人に対する人々の理解は深まりつつあります。しかし、まだ偏見や誤解のために社会生活において差別を受けるといった実態もあります。障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するためには、障害についての正しい知識を広め、障害に対する理解を深めていくことが必要です。そのため様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

また、障害者がスポーツ、文化活動など社会のあらゆる分野へ自発的に参加できるよう支援していきます。

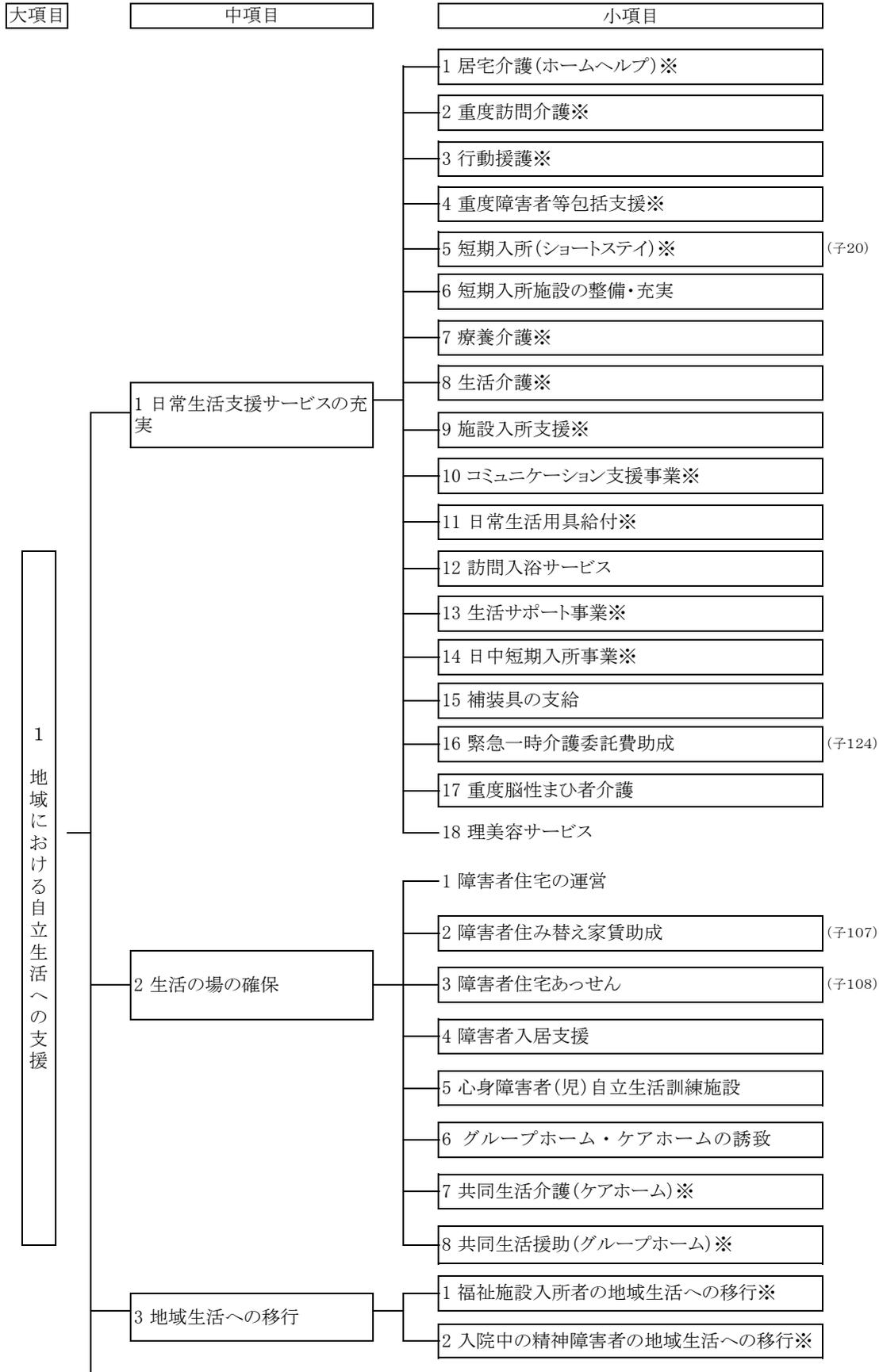
○ 障害者自立支援法の推進

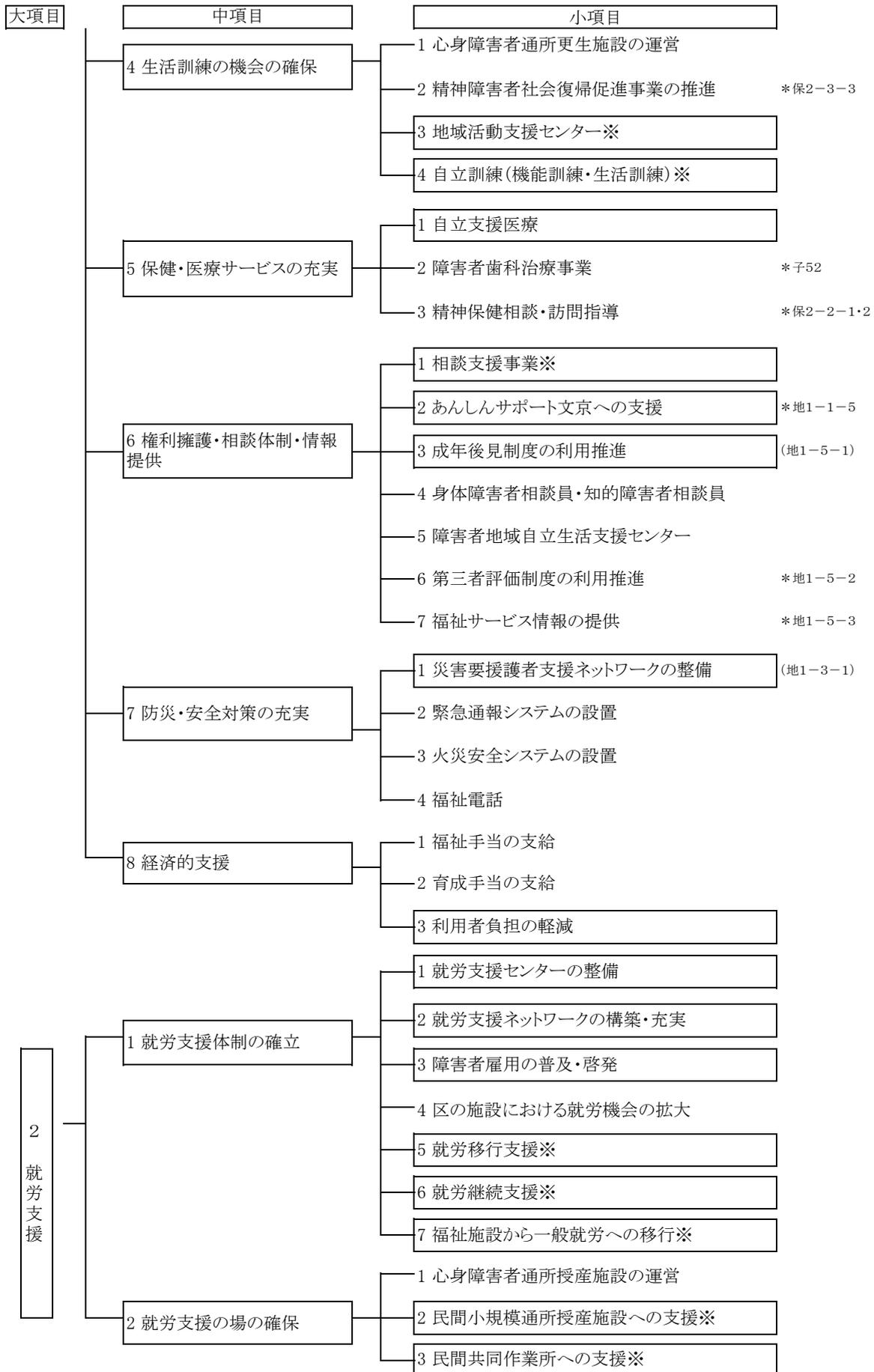
障害者福祉制度は、平成15年度に、利用者の自己決定を尊重した理念に基づいて導入された支援費制度により大きく転換しました。この支援費制度の制度上の課題を解決するとともに、障害者が利用できるサービスを充実し、障害者の自立と社会参加を一層推進するため、身体・知的・精神の三障害のサービス提供のしくみを一元化し、サービス体系を再編した障害者自立支援法が平成17年度に制定されました。

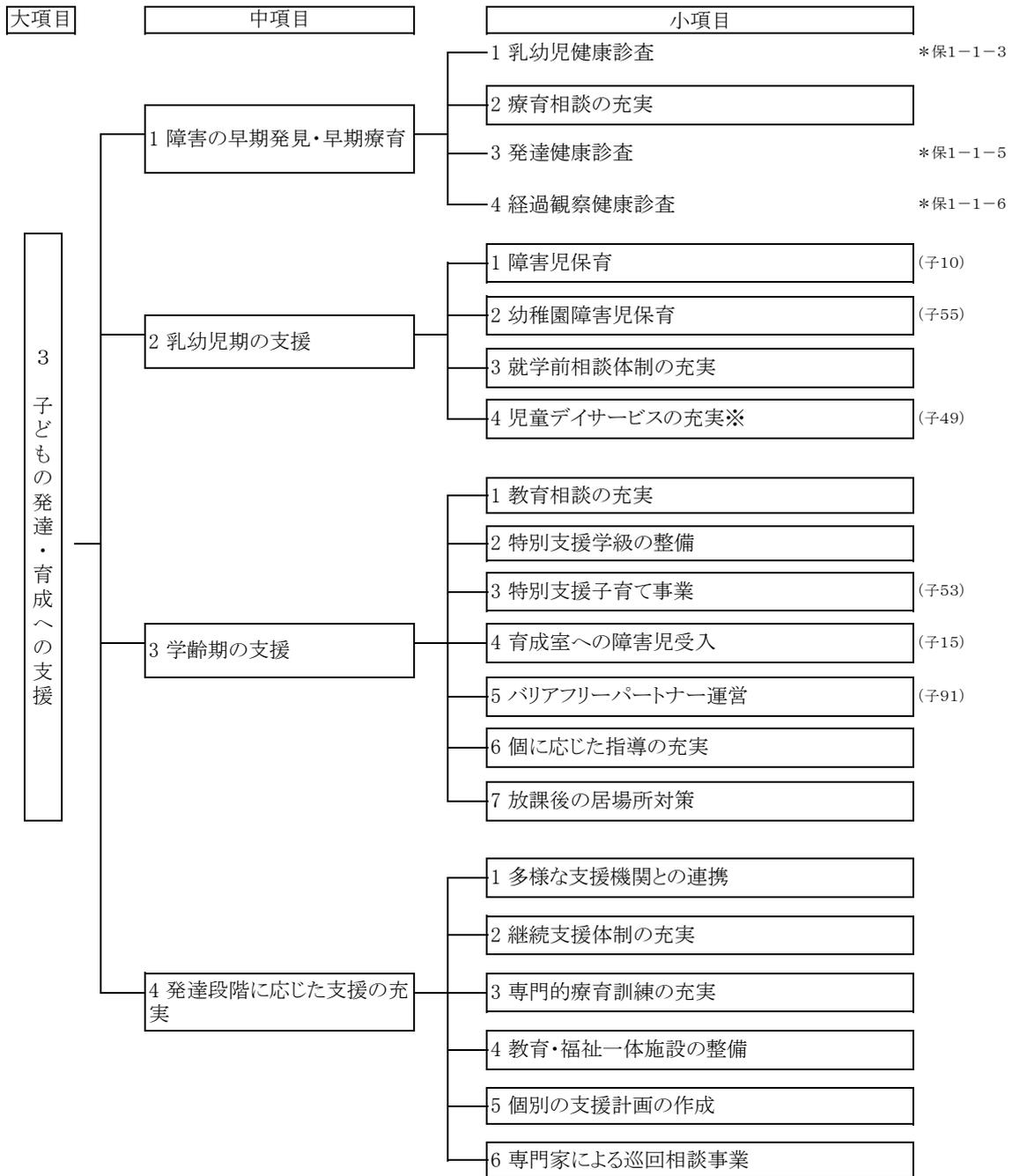
区としては、この障害者自立支援法の円滑な運営と推進に努めていきます。

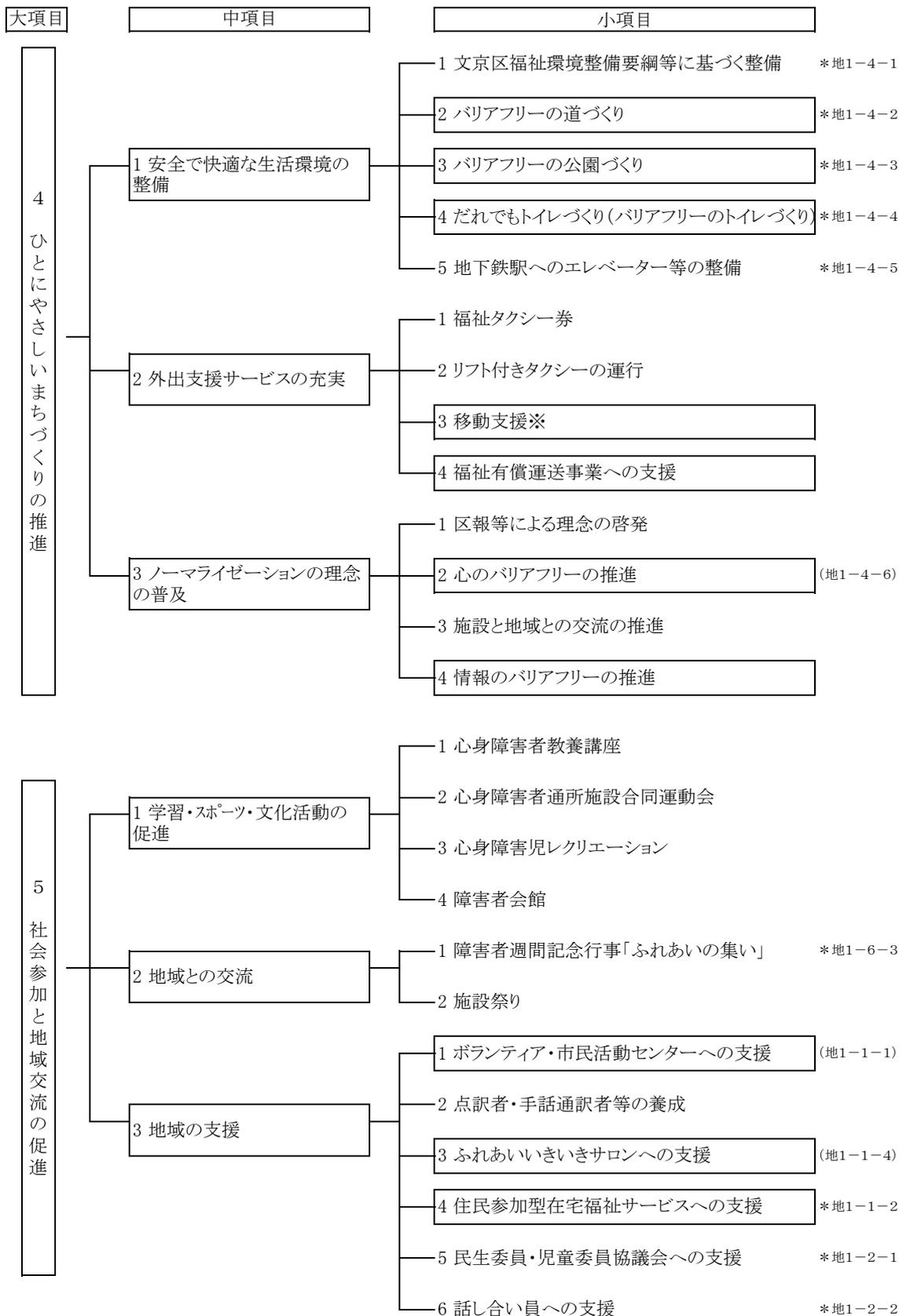
ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

3 計画の体系 (平成18年度～平成20年度版)









【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
 - ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に()又は*がついています。
 - ()…本計画(障害者計画)で取り上げています。
 - *…他の分野別計画で取り上げています。
 - 重複事業の表記は、分野別計画の頭文字+事業ごとの連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 - 子…子育て支援計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進
- ※印は、障害福祉計画を作成するに当たって、基本的指針に即すべき事項(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)